

JASaff シンボルの使用に関する方針

JASaff PL200:2020

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター認定センター

2020年1月20日 制 定

目次

1	目的及び適用範囲	3
1.1	目的.....	3
1.2	適用の範囲.....	3
2	引用規格及び関連文書	3
2.1	引用規格.....	3
2.2	関連文書.....	3
3	定義	3
3.1	JASaff ロゴ	3
3.2	認定シンボル (Accreditation symbol)	3
3.3	認定シンボルの清刷	4
4	認定シンボルの使用及びその他の認定の主張に係る JASaff の方針	4
4.1	一般.....	4
4.2	認定シンボルの使用方法	4
4.3	認定シンボルの使用及び認定の主張における要求事項	4
4.4	認定シンボル及び適合性評価機関のマークの組み合わせの監視	5
4.5	認定シンボル等の不正使用に対する処置	5

1 目的及び適用範囲

1.1 目的

この文書は、JASaffに認定された認証機関及び試験業者（以下「適合性評価機関」という。）が適切にJASaffの認定シンボルを使用する又は認定の地位の表明を行うためのJASaffによる管理方針を示す。

1.2 適用の範囲

JASaffの認定シンボルの使用又は認定の主張の管理に適用する。

2 引用規格及び関連文書

2.1 引用規格

ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

国際規格は、これらの規格を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本産業規格を用いることができる。なお、指定された場合を除き、用いる国際規格及び日本産業規格は最新版とする。

2.2 関連文書

JASaff QM100 認定センター認定業務マニュアル

3 定義

この方針で使用する用語は、引用規格及び関連文書で使用する例によるほか、次に掲げる用語を適用する。

3.1 JASaff ロゴ

JASaffが自身を識別するために使用する、図3.1のロゴをいう。当該ロゴは、商標登録（国内登録番号：6172029号）されている。



図 3.1 : JASaff ロゴ

3.2 認定シンボル (Accreditation symbol)

JASaffに認定された適合性評価機関がその地位を示すために、JASaffが交付するシンボルで、図3.2に示すJASaffのロゴに認定番号をあわせたもの。

認定番号は、認定された適合性評価機関に与えられる固有の番号「X」と認定された適合性評価活動を示す単語（試験業者にあつては、「Testing」、製品認証機関にあつては「Product」）の組み合わせで表す。



図 3.2 : 認定シンボル

3.3 認定シンボルの清刷

特にことわりのない限り、JASaff が提供する特定の保存形式及び所定の解像度 (pixel/inch) で作成された認定シンボルの電子的画像データ。

4 認定シンボルの使用及びその他の認定の主張に係る JASaff の方針

4.1 一般

JASaff は、JASaff 認定を受けた適合性評価機関に、認定された範囲の活動に対して認定シンボルの使用及び認定の主張を認める。なお、認定シンボル・認定の主張を行おうとするとき、この方針に従うことを要求する。

4.2 認定シンボルの使用方法

- 4.2.1 認定シンボルを使用する場合は、適合性評価機関のマーク等と組み合わせて使用しなければならない。製品、プロセス若しくはサービスが JASaff によって認証又は承認されたことを暗示するような使用は認められない。
- 4.2.2 認定シンボルの様式は JASaff が提供する清刷のとおり比率とする。これを変更したり、様式をゆがめたり又は回転させるなどして使用してはならない。色は、清刷で指定するもののほか、背景と識別できる任意の単色で表示することができる。大きさは、「JASaff」の文字及び認定番号が読み取れる以上のものとする。
- 4.2.3 認定シンボルは、JASaff が提供した清刷を基に複製しなければならない。他の文書に表示されたものの複写を使用してはならない。

4.3 認定シンボルの使用及び認定の主張における要求事項

適合性評価機関は、認定シンボルの使用又は認定の主張に際し、以下の要求事項を満たさなければならない。また、これを確実にする管理方法を持つことが求められる。

- a) 認定シンボルを試験報告書、認証文書又はその他広告等に表示しようとするときは、事前に 4.2 項の要求事項を満たした様式等を JASaff に提出し、承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。また、広告等の印刷のため、清刷を印刷業者に提供する場合、当該印刷業者に対し適切に管理することを確実にしなければならない。
- b) 認定に関して、誤解を招くいかなる表明もしてはならない。このような表明には次に挙げるものが含まれるが、これに限らない。
 - JASaff が認定する範囲以外についても認定を受けたような表現

- JASaff の認定以外の FAMIC 業務について言及する表現
 - 農林水産省の承認を受けたような誤認を与える表現
 - 認定シンボルと紛らわしいマークの使用
 - JASaff 認定シンボルと FAMIC マークの併用
- c) 製品、プロセス、サービスが認定機関により承認されたと暗示するような使用をしてはならない。また、適合性評価機関の依頼者が、自身の製品、広告等に認定シンボルを使用しないことを確実にしなければならない。
- d) 広告等で認定シンボル・認定の主張を行う場合、次の全ての条件を満たさなければならない。
- 適合性評価機関が JASaff に認定されたことを当該広告等の中で説明すること
 - 認定シンボル中の「JASaff」の文字及び文章の文字は、容易に読み取れる大きさのものであること（該当する場合）
 - 事前に JASaff の承認を得ること

注) 広告等には、ボールペン、カレンダーなどのノベルティアイテム、プレゼンテーションスライド、公告、ウェブサイト、電子メールなどのコミュニケーションツール（オンラインでの使用を含む）、看板、ポスター、パンフレットなどのイベントツール、適合性評価機関が発行する報告書等が含まれる。

- e) 認定の一時停止があった場合、一時停止の期間中、すべての認定シンボル・認定の主張を表示した広告等の使用を停止しなければならない。また、認定を縮小した又は認定が取消された場合、認定の縮小又は取消しがあった後、対象範囲に係る認定シンボルの使用及び認定されている旨の表示をしてはならない。なお、認定の一時停止、縮小又は取消があった場合は、それによって生じる結果とあわせて、不当な遅延なく、認証機関の依頼者に通知すること。

4.4 認定シンボル及び適合性評価機関のマークの組み合わせの監視

JASaff は、4.3. a)及び d)による認定シンボルの使用及び認定の地位に関する主張の方法の承認に加え、認定シンボルと適合性評価機関のマーク等を組み合わせて使用している適合性評価機関に対しては、更新又は審査プログラムによる調査時に使用実態などを確認する。

4.5 認定シンボル等の不正使用に対する処置

JASaff は、適合性評価機関が本方針に適合しない方法で、認定シンボルの不正使用又は認定の地位に関する主張を行った場合には、必要な是正処置を講じることを要求する。なお、適合性評価機関が当該要求に応じないときは、認定の一時停止又は取消し若しくはその他法的処置を検討する。

また、第三者が認定シンボルの使用、認定の主張等を行っていることを確認した場合、JASaff は法的処置の検討などの適切な対応を行う。